

労働者の権利白書2017年の記載誤りについてのお詫びと訂正のお知らせ

2017年12月19日

日頃から、日本労働弁護団の活動にご理解、ご支援を頂きありがとうございます。このたび、「労働者の権利白書 2017年版」（「季刊・労働者の権利」321号）において、下記のとおり、一部記載内容に誤りがありました。

皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びして訂正します。

記

○7頁（第1章第2I「労働時間」）に掲載された以下の別表

		現行	法律案要綱	
原則		1日8時間、週40時間	1日8時間、週40時間	
例外	36協	<労働省告示の限度時間> ・時間外労働 =月45時間、年360時間 ※休日労働含まず	<法による罰則付の限度時間> ・時間外労働 =月45時間、年360時間 ※休日労働含まず	<全体にかかる上限> ・坑内労働等の時間外労働 =日2時間以内 ・時間外労働+休日労働 =月100時間未満 ・時間外労働+休日労働 =月平均80時間以内
	例外の例外の場合	<臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合> ・1年に6回まで ※時間数に規制なし	<通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合> ・1年に6カ月以内 ・時間外労働+休日労働 =月100時間未満 ・時間外労働(休日労働含まず) =年720時間以内	

誤) 法による罰則付の限度時間 → 正) 法による限度時間

※月45時間、年360時間の時間外労働の限度時間には、罰則は付いておりません。なお、全体にかかる上限には、罰則が付いています。

以上